

E i w a N e w s

セルフメディケーション税制

平成 28 年 12 月
(No. 137)

師走を迎え、経理担当者の方々におかれましては、年末調整などの業務で何かとご多用のことと存じます。

さて、今回は、平成 29 年 1 月 1 日以後に適用が開始されるセルフメディケーション税制につき、厚生労働省から本税制に関する Q & A が公表されましたので、ご紹介いたします。

(1) セルフメディケーション税制の概要

健康の維持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品を購入した場合において、その年中に支払ったその購入対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が 8 万 8 千円を超える場合、8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除することができます。

- 1 「一定の取組」とは、健康診査（人間ドック等）、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診で、医師の関与があるものをいいます。
- 2 本税制は一定の取組に該当していれば、対象となるスイッチ OTC 医薬品との紐付けまでは求められていません。
- 3 この適用を受ける場合、現行の医療費控除との重複適用はできません。

(2) 対象となる医薬品

一定のスイッチ OTC 医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く）をいいます。

具体的な医薬品名は厚生労働省のホームページに掲載されており、主にかぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫薬、腰痛・関節痛の貼付薬などで、平成 28 年 10 月 17 日時点で、1,525 品目あります。

なお、平成 29 年 1 月 1 日以降新たにリストに追加された品目については、平成 29 年 1 月 1 日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であっても本税制の対象となります。

また、一部の製品については、対象医薬品のパッケージに、この税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

(3) 「一定の取組」の証明

「一定の取組」を行ったことを明らかにするために、以下のような書類が必要となります。

健康診査

保険者に関する記載がある健康診査の結果通知表（写し可）

予防接種

予防接種にかかる領収書（原本）又は予防接種済証

定期健康診断

「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）の名称」の記載がある定期健康診断にかかる結果通知表（写し可）

特定健康診査

「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載がある特定健康診査にかかる領収書（原本）又は結果通知表（写し可）

がん検診

がん検診にかかる領収書（原本）又は結果通知表（写し可）

なお、結果通知表の健診結果部分は必要ないため、黒塗り又は該当する部分を切り取ることも可能です。

(4) 適用要件

この規定の適用を受けるためには、上記(3)の書類の他、必要事項を記載した領収書を確定申告書に添付する必要があります。

必要事項を記載した領収書とは、商品名・金額・当該商品がセルフメディケーション税制の対象商品である旨・販売店名・購入日の5項目が記載されているものをいいます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。

本年も、皆様にはご厚情を賜わりまして、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊事務所およびEiwaNewsをご愛顧くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。